

**大津市立大津公民館
管理運営取扱要領**

令和 8 年 7 月

大津市教育委員会

目 次

1	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	利用の申し込み・・・・・・・・・・	2
3	会議室等利用料・・・・・・・・・・	2
4	施設管理業務・・・・・・・・・・	3
5	学習活動・・・・・・・・・・	3
6	公民館利用者団体・・・・・・・・	4
7	大津公民館利用者団体連絡協議会について・・・・・・・・	5
8	利用料の減免について・・・・・・・・	5
9	その他・・・・・・・・・・	5

大津市立大津公民館（以下、「大津公民館」という。）の指定管理者が行う施設の管理運営に係る具体的な取り扱い等は、この取扱要領による。

1 施設の概要

- (1) 大会議室（175㎡） 定員 100名

グランドピアノ 1台

- (2) 小会議室1（36㎡） 定員 20名

小会議室2との間の壁は移動式。

壁を収納する事により、2部屋をつなげて使用できる。（定員40名）

隣室への音漏れがあるので、使用申請を受け付ける際には配慮が必要。

- (3) 小会議室2（36㎡） 定員 20名

小会議室1と同様。

- (4) 小会議室3（36㎡） 定員 20名

- (5) 小会議室4（36㎡） 定員 20名

- (6) 和室（15帖） 定員 20名

水屋があるが、一体管理とし、それぞれの単独使用は認めない。

水道・ガス・炉が備え付けてあり、使用後の点検・安全確認を行うこと。

- (7) 中会議室1（50㎡） 定員 30名

アップライトピアノ 1台

中会議室2との間の壁は移動式。

壁を収納する事により、2部屋をつなげて使用できる。（定員60名）

隣室への音漏れがあるため、使用申請を受け付ける際には配慮が必要。

- (8) 中会議室2（50㎡） 定員 30名

中会議室1と同様。（ただし、ピアノはなし。）

- (9) 調理実習室（76㎡） 定員 40名

準備室があるが一体管理とし、それぞれの単独使用は認めない。

給湯器の他、ガスコンロ・オーブン・電子レンジ・炊飯器等の調理器具が備え付けてあり、使用後の点検・安全確認を行うこと。（ガス代は別途必要）

- (10) レクリエーション室（180㎡） 定員 100名

グランドピアノ 1台

- (11) 造形実習室（108㎡） 定員 40名

準備室・電気窯設置スペースがある。造形実習室の使用者に影響がない場合（物品の出し入れ・電気窯の操作）に限り、準備室・電気窯設置スペースを他団体が使用することを認める。

電気窯・ガスコンロが備え付けてあり使用後の点検・安全確認を行うこと。

- (12) フリースペース

来館者の誰もが使用することができるが貸切等は不可。特定の個人・団体等が

占有し、他者の利用を妨げることをないように注意すること。

- ①談話室 1
- ②ロビー
- ③給湯室
- ④トイレ
- ⑤通路

(13) その他

- ①談話室 2 (36㎡) 定員 20名

特例として、大津公民館利用団体連絡協議会の事務室としての占用を認めている。目的外使用となるので、行政財産使用許可申請書を教育委員会に提出してもらうこと。

2 利用の申し込み

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで

ただし、指定管理者が必要と認める時は、教育委員会との協議により、開館時間を変更することができる。

- (2) 休館日 月曜日・祝祭日(月曜日が祝祭日の時はその翌日を振替休日とする。)及び12月29日から翌年1月3日まで

ただし、指定管理者が必要と認める時は、教育委員会との協議により、休館日を変更することができる。

- (3) 使用の申込方法

- ①2か月前の同日から先着順で受付。当日が休館の場合はその翌日。

但し、公民館利用者団体についてはこの限りではない。

- ②申込みは公民館事務所に所定の申請書を提出してもらう。

(減免団体においては、減免申請書も併せて提出してもらう。)

- (4) 受付時間 午前9時から午後10時まで

- (5) 使用許可基準

公民館の使用許可については、「大津市立公民館使用許可に関する取扱基準」に基づき判断する。

- (6) 使用の許可

- ①使用許可が認められた団体に対して、使用許可書を交付する。

- ②附属設備の使用料については、使用毎に徴収すること。

3 会議室等利用料

- ・部屋は区分貸し、時間貸しができる。

<計算方法>

(例) 小会議室を1部屋、9時から15時までの使用の場合

$530\text{円}(9\text{時}\sim 13\text{時}) + 140\text{円} \times 2(13\text{時}\sim 15\text{時}) = 810\text{円}$
(例) 中会議室を1部屋、10時30分～12時30分までの使用の場合
(申請時に10時から13時までの3時間使用として受付)
 $300\text{円} \times 3 = 900\text{円}$

(1) 附属設備利用料

①ガス器具利用料

1区分あたり220円。

貸館終了時に1区分単位で徴収する。ガス代徴収は調理実習室のみとする。

②電気窯利用料

1kwにつき28円。

電気窯を使用する団体の責任者に電気窯使用簿を渡し、使用後に電気メーター検針値を確認して料金を算出して徴収する。

③雑入(印刷代)

印刷代

(1) 製版1枚につき印刷枚数500枚までは100円。

(2) 同一製版による印刷枚数が500枚を超える場合は、その超える枚数500枚までごとに100円。

使用後に、マスターカウンターで製版枚数を、トータルカウンターで印刷枚数を確認し、料金を算出して徴収する。

注1 製版枚数はマスターカウンターで記録されるが、機械の電源を入れてすぐの際には製版1枚でも2枚とすることがあるので注意が必要。

注2 印刷機を使用する時は、紙は使用者が準備する。

4 施設管理業務

(1) 館内点検

開館前、閉館後、施設使用後だけでなく、随時館内の点検を行い、施設の適正使用と利用者の安全確保に努めること。

(2) 備品管理

公民館の備品等を適切に管理すること。

(3) その他

施設保守、清掃等については、併設施設である「大津市民会館」との一体管理とする。

5 学習活動

市民の生涯学習の推進を図ること。利用者及び一般市民を対象とした事業を実施する。内容については、大津公民館運営方針に基づくこと。

6 公民館利用者団体

(1) 公民館利用者団体について

市内には、文化、教養、レクリエーションをはじめとする様々な学習や活動を行う自主学習グループがある。このようなグループのうち、自主的かつ主体的にまた、計画的かつ継続的に公民館を利用し、その学習成果を社会に還元できるグループで教育委員会が定める要件を満たしたグループが、公民館利用者団体(以下「利用者団体」という)として登録することができる。

利用者団体は、公民館と密接な連携を保ち、学習活動を通じて本市の社会教育活動の先導的な役割を担うとともに、仲間づくりと社会に寄与し、連帯意識を高めることを目標に活動する。

(2) 利用者団体の登録について

利用者団体への登録を希望する団体については、「大津市立公民館の利用者団体に係る登録要綱」に基づき、書類及び聞き取り調査などを行った上で所定の手続きをしてもらう。

提出書類 「大津市立公民館の利用者団体に係る登録要綱」関係様式第1～3号
会則・会員名簿・役員名簿・決算書・予算書(様式自由)

(3) 利用者団体への対応方法(特別措置)

利用者団体については、その学習活動を支援するため、一般の利用者とは別に、下記の①から④により対応している。

①年度末までの定例使用分の一括申請

- ・通常、使用希望日の2か月前の同日から受け付ける使用申請を、年度末分まで一括で受け付け、定例の活動場所の確保に協力している。
- ・公民館の休日および公共的事業等で使用できない日があった場合、その代替日を希望する団体については、当該年度内に代替使用ができる。ただし、空いている場合に限られる。(先約があった場合又は大津市の主催事業等は、そちらを優先する。)

②利用料の減免

利用者団体が、公民館の会議室を使用する時、定例利用の場合は利用料金を減免している。付帯設備使用にかかる料金については、ガス器具及び電気窯の利用料については減免とするが、印刷代についての減免措置はないので、規定の利用料を徴収すること。

③ロッカー及びメールボックスの貸与

1団体につき1個、ロッカー及びメールボックスを貸与している。ロッカーの

鍵については自主管理である。紛失した場合は、団体が弁償するものとする。

また、メールボックスの利用については、郵便物や回覧書類等を配布するためのものであり、関係のないチラシ等を配布するために利用してはならない。

④特別措置の解除

指定管理者は、社会教育推進のため、利用者団体の活動内容・実態等を把握し、公民館の適正運営に努めること。万一、利用者団体が上記の条件に違反していることが分かった場合は、これを改めさせ、条件を遵守するよう指導すること。

7 大津公民館利用者団体連絡協議会について

大津公民館利用者団体連絡協議会（以下「連絡協議会」という）とは、当館を定期的に使用している社会教育団体がお互いの連携を図り、社会教育の発展・推進のために活動することを目的として組織された団体である。連絡協議会独自で毎年数回の事業を企画・運営しているので、公民館として団体の育成及び指導に努めること。

なお、連絡協議会への加入については各団体の判断が尊重され、連絡協議会及び指定管理者は加入を強制しないものとする。

8 利用料の減免について

利用料の減免については、「大津市立公民館使用料減免に関する取扱基準」に基づき適切に判断すること。

但し、市民会館主催の「びわ湖大津舞台芸術祭」に参加する団体が、公演当日に小ホールを利用し、小会議室1、2を控室として使用する時については、利用料を減免扱いとしている。

その他、大津公民館管理運営要領に記載のないものについては、教育委員会と協議すること。

9 その他

物品（個人・団体等）の一時預り、館内留置について

利用者の物品等の一時預り、館内留置等は、紛失・破損・盗難等のトラブルとなるので行わない。ただし、利用者団体に限り、サークルごとにロッカー及び鍵を貸与し若干の物品の留置を認めている。（紛失・破損・盗難等に対する保証等は一切行わない。）指定管理者は施設の適正管理・運営のために不相当と判断した時は、利用者団体と協議のうえ対処すること。